

総行公第 36 号
令和 7 年 3 月 31 日

各都道府県総務部長
(人事担当課、市町村担当課、区政課扱い)
各指定都市総務局長
(人事担当課扱い)
各人事委員会事務局長

殿

総務省自治行政局公務員部公務員課長
(公印省略)

「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル(第2版)」
の改正について

令和 6 年 8 月 8 日の人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」における「仕事と生活の両立支援の拡充」に対応する人事院規則等の改正については、これまでもお示してきたところ¹ですが、これらの改正が令和 7 年 4 月 1 日に施行されること等を踏まえ、平成 30 年 10 月 18 日付総行公第 135 号・総行給第 49 号・総行女第 17 号・総行福第 211 号・総行安第 48 号公務員部長通知により発出した「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル(第2版)」について、別紙のとおり改正します。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村等に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。また、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対しても、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

なお、本通知は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 59 条及び地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 に基づく技術的助言です。

【連絡先】

総務省公務員部公務員課 公務員第四係
藤井、加藤、小林
電話：03-5253-5544(直通)

¹ ・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部改正について(令和 6 年 5 月 31 日付総行公第 37 号、こ総政第 140 号、基法発 0531 第 1 号)
・人事院規則 15-14(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部改正等について(令和 7 年 4 月 1 日施行の子の看護休暇等の見直し関係)(令和 6 年 12 月 2 日付総行公第 102 号、総行安第 45 号)
・人事院規則 10-11(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限)の一部改正等について(令和 7 年 4 月 1 日施行の超過勤務の免除の見直し及び仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化等関係)(令和 7 年 2 月 14 日付総行公第 17 号)